新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第66号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係）	**別表**（第２条関係）
(1)～(460)　（略）	(1)～(460)　（略）
(460)の２　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	
(460)の３　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
(460)の４　譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
(460)の５　長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	
(460)の６　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	
(460)の７　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(460)の８　（略）	(460)の２　（略）
(460)の９　（略）	(460)の３　（略）
(461)～(497)　（略）	(461)～(497)　（略）
	(497)の２　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
	(497)の３　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
	(497)の４　譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
	(497)の５　長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料
(498)～(585)　（略）	(498)～(585)　（略）

附　則

この規則は、平成25年１月１日から施行する。